

篠山市入札監視委員会議事録概要書
(平成 26 年度 第 2 回)

開催日	平成 27 年 1 月 29 日 (木)	
開催場所	篠山市役所本庁舎 301 会議室	
出席委員	委員長 東 泰弘 委員 松本 幸一 山内 猛史	
審議対象期間	平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日	
抽出案件	総件数 6 件	(備考)
一般競争入札	2 件	市長部局 一般競争入札 2 件 指名競争入札 1 件
指名競争入札	2 件	随意契約 2 件 教育委員会 指名競争入札 1 件
随意契約	2 件	
委員からの意見・質問	<ol style="list-style-type: none"> 1. 変動型最低制限価格を採用する案件としない案件の選定について 2. 入札参加条件に格付けがあるが、違う格付けの業者は参加できるようにできなかったのか。 3. 業者数の確保が見込めるときは、市内業者のみで入札執行するのか。 4. 入札参加者審査会対象案件では、どのように資格要件を設定したか。 5. 全社指名としている案件で、指名から漏れている業者があるが。 6. 制限付一般競争入札での執行が原則となっている金額以上で、原則によらず指名競争入札により執行できる基準は。 7. 格付けによる指名業者の判定などの金額基準は税込、税別のどちらか。 8. 特殊な案件で、他に契約の相手方がいない時の相見積はとっているのか。また、予定価格は見積もりを取る時に示しているのか。 9. 特殊な案件のときは設計時に見積もりをとり、予定価格を設定しているということだが、実質的に業者の見積もり通りの契約となるのか。 10. 同一年度に設置した設備のうちの一部を昨年に修繕したが、今年もしている。一緒にするのではないのか。 	

	<p>11. 入札参加者がなく随意契約をしている案件があるが、相見積はとっていないのか。ほかの業者に声をかけなかったのか。</p> <p>12. 入札が成立しなかった案件などで、公告期間を短くするなどとはしていないか。</p>
<p>委員からの意見・質問に対する回答</p>	<p>1. 入札参加者を一定数確保することが前提となる制度であるため、入札参加者数が見込める案件で採用するようにしている。</p> <p>2. 工事規模により格付けしている。案件によっては下位の格付けの業者が企業体を結成し参加できるようにするなどしている。</p> <p>3. 業者数の確保が見込めるときは、市内業者のみで入札執行する。</p> <p>4. 工事の場合、予定価格 5000 万円以上の案件について、入札参加者審査会対象となっている。篠山市指名競争入札の業者選定基準に準じて事務局で資格要件を設定し審査会の承認を得ている。今回は、過去に同様の案件を取扱い、特別なものでもなく、期間も限られている案件だったので、規定により入札参加者審査会は持ち回り審議とした。持ち回り審議の過程で各委員から特に意見はなかった。</p> <p>5. 電子入札システムを用いて入札執行しているため、電子入札システム利用登録をしていない業者については指名除外としている。</p> <p>6. 篠山市制限付一般競争入札実施要領第 3 条の但し書きの規定による。</p> <p>7. 税込としている。</p> <p>8. 特殊な案件のときは 1 社からの見積もりとなる。予定価格は事前に示していないが、予定価格以下で契約するので業者も歩み寄ってきていると考えている。</p> <p>9. 特殊な案件については、実質、当該業者の見積もりにより契約となるが、安価な契約となるように交渉はしている。</p> <p>10. 昨年は故障してしまった部分を緊急的に修理したものです。</p> <p>11. 工事の受け手が見つからない状態の案件では相見積をとっていない。ただし、市の単価に基づく設計により予定価格を算出しているので、業者の言い値で契約してい</p>

様式第 8 号 (第 9 条関係)

	<p>るということはない。同地域内の同様の案件を施工中の当該業者にのみ声をかけた。</p> <p>12. 入札が成立しなかった案件についても公告期間等は通常の期間をとっている。</p>
委員会による意見具申 又は勧告の内容	抽出案件については、すべて適切に執行されている。